

権利擁護と成年後見制度

問題 77 財産権の制限に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 財産権は、条例によって制限することができない。
- 2 法律による財産権の制限は、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えていれば、憲法に違反し無効となる。
- 3 所有権は、法律によって制限することができない。
- 4 私有財産を公共のために制限する場合には、所有権の相互の調整に必要な制約によるものであっても、損失を補償しなければならない。
- 5 法令上の補償規定に基づかない財産権への補償は、憲法に違反し無効となる。

問題 78 事例を読んで、次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Dさんは、アパートの1室をEさんから月額賃料10万円で賃借し、一人暮らしをしている。Dさんには、唯一の親族として、遠方に住む子のFさんがいる。また、賃借をする際、Dさんの知人であるGさんは、Eさんとの間で、この賃貸借においてDさんがEさんに対して負担する債務を保証する旨の契約をしている。

- 1 Dさんが賃料の支払を1回でも怠れば、Eさんは催告をすることなく直ちに賃貸借契約を解除することができる。
- 2 Fさんは、Dさんが死亡した場合に、このアパートの賃借権を相続することができる。
- 3 Gさんは、保証が口頭での約束にすぎなかった場合でも、契約に従った保証をしなければならない。
- 4 Fさんは、Dさんが賃料を支払わないときに、賃借人として賃料を支払う責任を負う。
- 5 Gさんは、この賃貸借とは別にDさんがEさんから金銭を借り入れていた場合に、この金銭についても保証をしなければならない。

問題 79 遺言に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 公正証書遺言は、家庭裁判所の検認を必要とする。
- 2 聴覚・言語機能障害により遺言の趣旨を公証人に口授することができない場合は、公正証書遺言を作成することができない。
- 3 法定相続人の遺留分を侵害する内容の遺言は、その全部について無効となる。
- 4 前の遺言が後の遺言と抵触している場合、その抵触する部分について、後の遺言で前の遺言を撤回したものとはみなされない。
- 5 被保佐人が遺言を作成するには、保佐人の同意は不要である。

問題 80 事例を読んで、関係当事者の民事責任に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Y社会福祉法人が設置したグループホーム内で、利用者のHさんが利用者のJさんを殴打したためJさんが負傷した。K職員は、日頃からJさんがHさんから暴力を受けていたことを知っていたが、適切な措置をとらずに漫然と放置していた。

- 1 Hさんが責任能力を欠く場合には、JさんがK職員に対して不法行為責任を追及することはできない。
- 2 JさんがK職員に対して不法行為責任を追及する場合には、Y社会福祉法人に対して使用者責任を併せて追及することはできない。
- 3 JさんはY社会福祉法人に対して、施設利用契約における安全配慮義務違反として、損害賠償を請求することができる。
- 4 Hさんに責任能力がある場合に、JさんがY社会福祉法人に対して使用者責任を追及するときは、Jさんは、損害の2分の1のみをY社会福祉法人に対して請求することができる。
- 5 Y社会福祉法人が使用者責任に基づいてJさんに対して損害賠償金を支払った場合には、Y社会福祉法人はK職員に対して求償することができない。

問題 81 次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人に対する本人の居所指定権
- 2 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
- 3 保佐人に対する本人の営業許可権
- 4 補助人に対する本人の代理権
- 5 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

問題 82 任意後見制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約に関する証書の作成後、公証人は家庭裁判所に任意後見契約の届出をしなければならない。
- 2 本人は、任意後見監督人選任の請求を家庭裁判所に行うことはできない。
- 3 任意後見契約では、代理権目録に記載された代理権が付与される。
- 4 任意後見監督人が選任される前において、任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て任意後見契約を解除することができる。
- 5 任意後見監督人が選任された後において、本人が後見開始の審判を受けたとしても、任意後見契約は継続される。

問題 83 「成年後見関係事件の概況(平成31年1月～令和元年12月)」(最高裁判所事務総局家庭局)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「成年後見関係事件」の「終局事件」において、主な申立ての動機として最も多いのは、預貯金等の管理・解約であった。
- 2 「成年後見関係事件」の「終局事件」において、市区町村長が申立人となったものの割合は、全体の約5割であった。
- 3 後見開始、保佐開始、補助開始事件のうち「認容で終局した事件」において、親族以外の成年後見人等の選任では、社会福祉士が最も多い。
- 4 「成年後見関係事件」のうち「認容で終局した事件」において、開始原因として最も多いのは、統合失調症であった。
- 5 「成年後見関係事件」の申立件数に占める保佐開始の審判の割合は、全体の約7割であった。

(注) 1 「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。

2 「終局事件」とは、認容、却下、その他(取下げ、本人死亡等による当然終了、移送など)によって終局した事件のことである。

3 「認容で終局した事件」とは、申立ての趣旨を認めて、後見開始、保佐開始、補助開始又は任意後見監督人選任をする旨の審判をした事件のことである。